

《よくあるご質問》

＜提出書類について＞

No.	質問	回答	公募要領
1	会社のパンフレット等が無い場合はどうすればよいですか。	会社情報を提出できない法人については、SIIフォーマット「法人概要申告書」をダウンロードし、必要事項を入力の上、提出してください。記載する内容が、商業登記簿謄本と一致しているか、よく確認してください。SIIフォーマットの記載と同じ内容を示せるものであれば、独自のフォーマットで作成しても構いません。	-
2	決算書は貸借対照表を提出すればよいですか。	直近1年分の単独決算の貸借対照表を、法人名がわかる表紙をつけて提出してください(決算短信でも可)。 ※貸借対照表について、「連結決算」、及び「要旨」の提出では受け付けられませんので、注意してください。	-
3	[添付3] 中小企業者であることの宣誓書は、どのような場合に提出が必要ですか。	みなし大企業に該当しない場合は、[添付3] 中小企業者であることの宣誓書を提出し、中小企業者であることを宣誓してください。	P.15
4	商業登記簿謄本(建物登記簿謄本)は、具体的に何を用意すればよいですか。	商業登記簿謄本(建物登記簿謄本)の、現在事項証明書か履歴事項全部証明書をご用意ください。法務局より入手した登記簿謄本(コピーでも可)をご提出ください。 ※登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供サービス」より入手するPDFの提出も可能です。	-
5	建物登記をしていないため、建物の登記簿謄本が提出できません。申請はできますか。	建物登記簿謄本に代わるものとして、固定資産評価証明書など、事業所の所在地、所有者が分かる証憑をご提出ください。	-
6	燃料評価単価とは何ですか。	燃料評価単価 = 2022年4月～2023年3月の事業所単位のエネルギーコスト(化石燃料のみ)[円] ÷ 同期間の事業所単位のエネルギー使用量(化石燃料のみ)[k] となります。 ※分母の使用量は原油換算したkとしてください。	P.12
7	[添付6] 燃料評価単価算出根拠とは、どのような内容の書類になりますか。	燃料評価単価算出根拠は、単価の算出に至るまでの根拠(ガス、電気などの使用量、金額入りの請求書など)及びその1年分のまとめ表と、そこから上記の燃料評価単価算出の計算過程を記載した書類です。	-
8	エネルギー管理指定工場ではないため定期報告書が無いのですが、「エネルギー使用実績の確証」とは何を提出したらよいですか。	エネルギー管理指定工場でない場合は、例えば、ガス・電力会社等から発行されている月々の請求書の写し(電力使用量が明記されているもの)などを提出してください。それらの1年分の積算が「年間エネルギー使用量」となります。	-

「よくあるご質問」

「提出書類について」

No.	質問	回答	公募要領
9	エネルギー管理指定工場なのですが、計画省エネルギー量の算出には、2021年度の定期報告書を使用してもよいですか。	2021年度または2022年度の定期報告書を使用しての申請が可能です。計画省エネルギー量の算出に2021年度の定期報告書を使用する場合は、エネルギー使用実績の確証に2021年度(2021年4月から2022年3月までのエネルギー使用量の実績データ)の定期報告書の写し等(使用状況届出書)を添付してください。	P.29
10	2020年度以降に評価項目に該当する省エネ診断を受診していた場合の提出書類を教えてください。	各省エネ診断報告書の「表紙」を提出してください。各事業毎の表紙の例は、交付申請の手引きに記載しています。	-
11	省エネ法に基づく中長期計画書を提出していますが、SII様式で作成した中長期計画書を[添付13]中長期計画書の写しとして提出しても良いですか。	省エネ法に基づく中長期計画書を所管庁へ提出している特定事業者にあたる申請者は、省エネ法に基づく中長期計画書を提出してください。その際、今回申請する補助事業に該当する箇所へマーキングをしてください。	-
12	[添付25] 設備設置承諾書はどのような場合に必要ですか。	設備を設置する建物の所有者と、設備を導入する者が異なる場合に必要です。「処分制限される設備を、設備の持ち主が事業所内に設置すること」を、建物の所有者が承諾する書類です。自社所有の建物に設備を設置する場合は、提出する必要はありません。	P.19
13	建物所有者が社内の押印業務を全面的に廃止し、設備設置承諾書に押印ができません。提出書類として認められますか。	建物所有者の社内決裁ルールや社内規約等を提出してください。	-
14	[添付3] 中小企業者であることの宣誓書を自社で作成している株主一覧で代用できますか。また、株主一覧は出資比率(%)の記載がなく、持株数の記載のみの場合どうしたらよいですか。	[添付3] 中小企業者であることの宣誓書は必須です。ただし、株主一覧を自社で作成している株主一覧で代用する場合、出資者等の記載は不要です。株主一覧に出資比率(%)の記載がなくとも、割合が分かる記載があれば問題ありません。	-